

第51回 知財問題研究部会（IP部会）

内容 職務発明の帰属 法改正の動向について ～面接審査の上手な活用～

日時 2015年3月6日（金） 13:30～16:30

場所 浜松商工会議所会館 10階 B会議室

進行 フロイント産業 長尾洋氏

今回のIP部会は、職務発明の帰属と題して、法改正の動向や各社における職務発明の制度・運用についての発表と討論が行なわれました。

現在、政府の審議会では、職務発明の法制度についての検討が行われているところです。発明者にまず権利が付与される現法制度では、発明者が他社に先に権利を譲渡してしまう二重譲渡、共願時に一方企業の発明者が同意しないことによる帰属の不安定性が問題として挙げられています。これらを解決するべく、発明のインセンティブとして経済上の利益を発明者に付与した義務を課した上で、職務発明を出願する権利を原始的に企業のものとする改正案がまとめられつつある状況です。

また、上記の審議会や知的財産協会では、具体的な発明補償金の額についても各社にアンケートを取っています。おおよそ、出願時の補償金で5000～1万円、登録時の補償金で1万～2万円が平易金知となっており、約6割の企業が実績補償やライセンス補償の制度を有しているとのこと。

次いで、本研究部会の参加各社より自社の職務発明や発明補償の制度について説明がありました。具体的な実績補償の運用、各種表彰制度、補償金の額等、ここが今回のメインであったのですが、生々しい数値、社の方針に直結した運用、知財担当としての苦悩など、出したいけど出せない内容ばかりであり、文章にすることができません。誠に申し訳ありません。

ただ、参加された全員が、知財に対して情熱と信念を持っており、知財を通じて会社を良くしていこう発展させていこうという意気込みがひしひしと伝わってくる、そんな内容でありました。今後も色々な業種から様々な観点のご意見をいただき、有益な情報交換の場となるような部会として継続していきたいと思っておりますので、多数の方々の参加をお待ちしています。

～IP部会委員代表～